

令和8年度弘前市宿泊施設受入環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、宿泊事業者（市内で旅館業等を営む者をいう。以下同じ。）が行う宿泊施設の利便性の向上、業務の効率化、情報発信力の向上等に資する取組を支援し、宿泊者の増加及び満足度の向上を図り、もって地域経済の活性化に寄与するため、令和8年度予算の範囲内において、宿泊施設受入環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、弘前市宿泊税条例（令和7年弘前市条例第18号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかを目的として宿泊施設を整備する事業とする。

- (1) 利便性、機能性及び魅力度の向上
- (2) 人手不足の解消及び業務の効率化
- (3) 情報発信力の向上

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、宿泊事業者であって、条例第8条第1項又は附則第3項の規定に基づき申告書を提出した者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 令和7年度において納付又は納入すべき市税等を滞納し、若しくは納入していない者
- (2) 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において申告納入の期限が到来している宿泊税の申告納入をしていない者

2 前項の市税等とは、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が法人である場合
申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税並びに申請者が納税義務者から徴収した市県民税、入湯税及び宿泊税
- (2) 申請者が個人である場合
申請者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに申請者が納税義務者から徴収した市県民税、入湯税及び宿泊税

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 使用料及び賃借料
- (2) 手数料
- (3) 筆耕翻訳料
- (4) 委託料
- (5) 工事請負費
- (6) 備品購入費

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等の交付を受け、又は受けることが見込まれる経費は、補助対象経費としない。

3 使用料及び賃借料については、令和8年度の使用期間及び賃借期間に係る額（日数の

按分により算定し、1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を補助対象経費とすることができる。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、1宿泊施設当たり補助対象経費の実支出額の合計額の10分の9に相当する額（当該相当する額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は別表の区分及び客室数に応じてそれぞれに掲げる補助上限額のいずれか少ない額とする。

（交付申請）

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和8年度弘前市宿泊施設受入環境整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助事業に要する経費の内訳が分かる見積書の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市宿泊施設受入環境整備事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店、支店、営業所等を有するものをいう。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市宿泊施設受入環境整備事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した備品、機械等のうち取得価格が1件当たり300,000円（税抜）以上のもの（以下、「処分制限財産」という。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過するまでは、補助金の交付の目

的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

(交付決定)

第9条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和8年度弘前市宿泊施設受入環境整備事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和8年度弘前市宿泊施設受入環境整備事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（様式第9号）

(2) 収支決算書（様式第10号）

(3) 補助事業の実施内容が確認できる書類（契約書、納品書の写し、工事引渡書の写し、写真等）

(4) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第8条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和9年3月19日のいずれか早い日とする。

5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和8年度弘前市宿泊施設受入環境整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）とする。

(財産の管理及び処分)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した備品、機械等についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、処分制限財産とする。

(補助金の請求等)

第14条 補助金の請求は、令和8年度弘前市宿泊施設受入環境整備事業費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第 6 条関係）

区分	客室数	補助上限額
旅館業を営む宿泊施設	1 ～ 4 9 室	1 0 0 万円
	5 0 ～ 9 9 室	1 5 0 万円
	1 0 0 ～ 1 4 9 室	2 0 0 万円
	1 5 0 室以上	2 5 0 万円
住宅宿泊事業を営む宿泊施設	一律	5 0 万円

備考

- 1 旅館業及び住宅宿泊事業を営む宿泊施設については、補助事業者がいずれか一方の区分を選択するものとする。
- 2 宿泊施設の客室数は、申請日時点において条例第 8 条第 1 項または附則第 3 項の規定に基づき提出されている申告書に記載された客室数とする。